

県民環境林だより

～分収造林契約を結んでいる皆様へ～

第17号
令和6年1月発行
青森県農林水産部林政課

相続登記等に関する法律が改正されました。

近年、所有者不明の森林が増加し、管理や取引など様々な面で障害となっています。県民環境林においても、相続等の登記が行われず、相続人不明のため、利用間伐や契約終了手続きができない森林が増えています。

こうした問題を防ぐため、相続登記等の申請の義務化に関する不動産登記法が改正されたので、その内容の一部をご紹介します。

相続登記の申請義務化（令和6年4月1日施行）

- 不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられます。なお、正当な理由がないのに申請を怠った場合には、10万円以下の過料の適用対象となる場合があります。

住所等変更登記の申請義務化（令和8年4月1日施行）

- 所有権の登記名義人は、その住所等を変更した日から2年以内に住所等の変更登記の申請をすることが義務付けられます。なお、正当な理由がないのに申請を怠った場合には、5万円以下の過料の適用対象となる場合があります。

ご契約者の皆さまへのお願い

- 県民環境林を相続された方は、**相続登記完了後、速やかにご連絡願います。**
県も内容を確認した上で、契約名義の変更手続きを進めます。
- ※ 連絡先については、裏面の《お問合せ先》をご覧ください。



詳しい改正内容を確認したい場合は、法務省ホームページ(<https://www.moj.go.jp>)をご覧ください。お近くの法務局にお問い合わせください。

県民環境林だより第16号の修正について

令和5年10月発行の県民環境林だより16号について、「令和4年度実績」の集計に誤りがありました。修正箇所（赤字）は以下のとおりです。

令和4年度実績

令和4年度の主な実績としては、間伐した木材を販売する「利用間伐」を33ha実施し、造林補助金を活用することによって、**1,158万円**の分収金を関係する契約者様へお支払いすることができました。

また、健全な森林にするための保育事業や管理にかかる経費（支出）から、収入を差し引いた県の負担額は**2,075万円**でした。

【収入】

（単位：万円）

項目	事業量	金額	H25～R4 累計		
			事業量	金額	
立木販売額	収益分収	3,601 m ³	1,900	6,580 m ³	3,010
	立木買取	5,602 m ³	694	23,097 m ³	965
素材販売額	間伐木等	3,202 m ³	2,859	102,775 m ³	66,957
造林補助金	間伐分	下表参照	2,298	下表参照	66,041
	保育分	下表参照	5,491	下表参照	63,516
	計		7,789		129,557
その他	※1	325			2,348
合計(A)			13,567		202,837

【支出】

（単位：万円）

項目	事業量	金額	H25～R4 累計	
			事業量	金額
間伐事業等	33 ha	3,082	1,784 ha	97,161
保育事業	除伐等 188 ha 枝打ち 3 ha 森林作業道 5,346 m	8,166	除伐等 3,566 ha 枝打ち 364 ha 森林作業道 94,669 m	106,105
分収金	※2	1,158 (間伐分：546)		10,542 (間伐分：9,120)
管理費		3,236		31,158
合計(B)		15,642		244,966

【差引収支(A) - (B)】

（単位：万円）

R4年度実績	△ 2,075
H25～R4 累計	△ 42,129

※1 公共事業の実施による立木補償金等

※2 立木販売、間伐木販売及び立木補償金等に係る契約者に対する分収金（割合3：7または2：8）

※3 端数処理のため、集計値が合わない箇所があります。



《お問合せ先》

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号
 青森県 農林水産部 林政課 森林環境グループ
 電話番号 017-734-9522
 FAX番号 017-734-8145

